

平成28年1月4日

## 水戸市新たな市民会館等施設建築物設計候補者選定に係る公募型プロポーザル質問内容及び回答

水戸市文化交流課新市民会館整備係

水戸市新たな市民会館等施設建築物設計候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要領に関する質問内容及び回答は次のとおりです。

なお、今回の公募型プロポーザルは、「案」ではなく「設計候補者」を選定することを目的としています。

設計内容については、今後、再開発準備組合、本市、設計者が協議を行いながら決定していくことになります。

### 1 新市民会館に関連する事項

番号	質問箇所	質問内容	回答
1	実施要領 P3 1 目的（下から4 行目）	発注者は「泉町1丁目北地区市街地再開発準備組合」となっているが、設計委託は水戸市と契約するのでしょうか？	基本設計の契約の相手方は、泉町1丁目北地区市街地再開発準備組合理事長となります。
2	実施要領 P4 6 施設建築物の概要-(13)	建築物概算工事費、182億円について【水戸市新たな市民会館整備基本計画】P59以外の詳細内訳は提示可能か。サイン・展示工事は含まれないと考えてよろしいか。	現時点において、舞台設備、サイン等を含む施設建築物工事費の上限を182億円と考えております。
3	実施要領 P4 6 施設建築物の概要-(13)	「概算工事費 182 億円」には消費税相当額は含むとの理解で宜しいでしょうか。その場合、消費税率は8%又は10%のどちらを採用しますか。	消費税相当額を含みます。 消費税率は、10%として想定しています。
4	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成	「施設の基本的な構成」に記載されている各諸室の規模や数等の諸元がございましたら、ご提示ください。	整備基本計画第3章に記載のとおりですが、より良い案があれば、それを制限するものではありません。
5	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成	細かな面積割の指定はなしと考えてよろしいでしょうか。	整備基本計画第3章に記載のとおりですが、より良い案があれば、それを制限するものではありません。

6	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 d 会議室部門	代表的な諸室の項目の「大会議室， 中会議室， 小会議室 “等”」の “等” には他にどのようなものが含まれるでしょうか。	会議室の運用のために必要な倉庫等を想定しています。
7	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 d 会議室部門	整備基本計画 P50， 第 5 章 1（4）会議室のシアター形式とは， スクール形式の机がないものと考えればよいのか？	お見込みのとおりです。
8	実施要領 P10 1 参加資格-(2)-キ	代表企業として参加する場合に企業の本店が水戸市外ある場合は， この項目に該当しなくても， 参加することは可能でしょうか？	本市に納税義務がある場合に限定した要件ですので， 本市から課税されていない者については， 参加可能となります。
9	実施要領 P10 1 参加資格-(2)-キ	水戸市のものでなければ， 市税を納めているはずが無いのですが， そのところは大丈夫ですか。	本市に納税義務がある場合に限定した要件ですので， 本市から課税されていない者については， 参加可能となります。
10	実施要領 P10 1 参加資格-(2)-キ	この要件は， 間違いではないか？ 市内企業参加者のみに対する条件ではないのか？	本市に納税義務がある場合に限定した要件ですので， 本市から課税されていない者については， 参加可能となります。
11	実施要領 P10 1 参加資格-(2)-キ	「本市の市税を完納している者であること」について， 代表企業参加者であっても， 水戸市内に営業所等を設置している企業（つまり， 市へ納税している企業）であることが必要という理解でよろしいでしょうか。	代表企業参加者については， 水戸市内に営業所等を設置している企業である必要はありません。 本市に納税義務がある場合に限定した要件ですので， 本市から課税されていない者については， 参加可能となります。
12	実施要領 P10 2 参加資格（代表企業参加者）-(1)	水戸市における建築関係コンサルタント業務を希望業種として， 当該入札参加資格審査申請が， 平成 28 年 1/4～1/8 と 3/7～3/11 が今確定している日にちですので， 1 次評価の結果が出次第， 2 次評価の平成 28 年 3 月 16 日まで時間があるため， この期間を利用して申請を行っても宜しいですか。	お見込みのとおりです。 参加資格に「当該入札参加資格審査申請を二次評価実施日までに行うことができる者」とあり， 二次評価の実施日は， 3 月 21 日です。 なお， 御質問に記載のある 3 月 16 日は， 公開プレゼンテーション用資料の提出期限ですので御注意ください。

13	実施要領 P10 2 参加資格（代表企業参加者）(2)	共同企業体で参加可能の場合、管理技術者、照査技術者及び建築（意匠）主任技術者は、共同企業体のいずれの構成会社からも選任することができますでしょうかご教示下さい。	お見込みのとおりです。
14	実施要領 P10 2 参加資格（代表企業参加者）(2)	3 社の共同企業体で応募の場合、管理技術者、照査技術者、主任技術者が 3 社に分かれてもよろしいですか。	お見込みのとおりです。
15	実施要領 P10 2 参加資格（代表企業参加者）-(2)	代表企業参加者の参加資格の(2)について、管理技術者、照査技術者及び建築(意匠)主任技術者として、一級建築士(建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士をいう。)をそれぞれ 1 名ずつ配置するとあるのですが、管理技術者、照査技術者及び建築(意匠)主任技術者の 3 名ですか、それとも、管理技術者、照査技術者若しくは、管理技術者、建築(意匠)主任技術者の 2 人で十分でしょうか。	管理技術者、照査技術者及び建築(意匠)主任技術者の 3 名について、一級建築士の配置が必要です。
16	実施要領 P10 2 参加資格（代表企業参加者）	参加資格（代表企業参加者）について、参加企業の規模の要件はありますか？	参加企業の規模の要件はありません。
17	実施要領 P10 2 参加資格（代表企業参加者）	『Ⅲ本プロポーザルへの参加資格等』の代表企業参加者の企業は個人事業主でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、個人事業主の方で、現在、水戸市の入札参加有資格者名簿に登録されていない方が本プロポーザルに参加するときは、二次評価実施日までに入札参加資格申請が必要となりますので、申請書類の記入について茨城県土木部監理課建設業担当 G 共同受付センターにご相談ください。

18	実施要領 P10 2 参加資格（代表企業参加者）	参加資格（代表企業参加者）について、個人事業主でも参加は可能ですか？	お見込みのとおりです。 なお、個人事業主の方で、現在、水戸市の入札参加有資格者名簿に登録されていない方が本プロポーザルに参加するときは、二次評価実施日までに入札参加資格申請が必要となりますので、申請書類の記入について茨城県土木部監理課建設業担当 G 共同受付センターにご相談ください。
19	実施要領 P10 2 参加資格（代表企業参加者）	参加資格（代表企業参加者）について、個人事業主で参加可能な場合、『(様式 2) 会社概要』における「資本金」の欄など不要な欄は空欄でよいですか？	該当しない項目については、記入を要しません。 なお、後日、記載内容の確認をする場合があります。
20	実施要領 P11 3 業務実施上の条件（代表企業参加者）-(7)	代表企業内に設備設計一級建築士がいない場合、協力事務所とする設備事務所に電気設備、機械設備の区別なく、最低 1 名の設備設計一級建築士が在籍し、本プロジェクトに関与できれば良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	実施要領 P11 3 業務実施上の条件-(8)	この内容は、協力事務所の会社等は 2 次審査に進んだ企業のみを求めるという事でよろしいでしょうか。（1 次提出時は不要）	お見込みのとおりです。
22	実施要領 P11 4 参加資格（市内企業参加者）	市内企業参加者として参加する場合、市内に所在する会社と市外（東京都）に所在する会社との共同企業体として参加する事は可能でしょうか。	参加できません。 本市に本社を有し、本市における建築関係コンサルタント業務に係る入札参加有資格者であることを要件としています。
23	実施要領 P11 4 参加資格（市内企業参加者）	市内企業参加者として参加する場合、会社の規模・要件等は、参加資格に明記されている書面の内容を満たすものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本市に本社を有し、本市における建築関係コンサルタント業務に係る入札参加有資格者であることを要件としています。

24	実施要領 P12 6 失格要件-(1)	失格要件の内容に、本実施要領に示された条件に適合しないときと明記してありますが、具体的にどのようなことを示しているのでしょうか。	実施要領 P14 4 関係書類の提出から P16 9 技術提案書の補足資料の提出までに記載されている内容に適合しないときを想定しています。
25	実施要領 P12 7 その他の留意事項-(1)	代表企業は、JV を組んで参加することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。 「単体企業」又は「共同企業体」のいずれでも応募することができます。
26	実施要領 P12 7 その他の留意事項-(1)	市外の複数企業による JV が、代表企業参加者となることは可能か？	お見込みのとおりです。 「単体企業」又は「共同企業体」のいずれでも応募することができます。
27	実施要領 P12 7 その他の留意事項-(1)	共同企業体で応募する場合の手続きについてご教示下さい。	様式第 2-1 号（共同企業体構成表）を追加しますので、様式第 2 号とあわせて提出願います。
28	実施要領 P12 7 その他の留意事項-(1)	設計共同体として提出する際に、協定書などが必要か。	様式第 2-1 号（共同企業体構成表）を追加しますので、様式第 2 号とあわせて提出願います。
29	実施要領 P12 7 その他の留意事項-(1)	共同企業体が法人企業＋個人企業＋個人企業で代表企業参加者として応募可能ですか。	お見込みのとおりです。 なお、実施要領 P10 2 参加資格（代表企業参加者）-(1)は、すべての構成員に該当しますのでご注意ください。
30	整備基本計画 P46	来客用駐車場につきまして、一般車用のみとの事ですが、大型バス用の駐車場の必要性については、どうお考えでしょうか？	大型バスの駐車場については、現時点において、整備計画地外の近隣に、別途、確保する必要があると考えております。 なお、提案において大型バス駐車場を含めることを妨げるものではありません。

31	整備基本計画 P36 4 動線計画-(1)-ウ	「今後検討する新たな歩行者動線」において、水戸芸術館など周辺施設の地下駐車場との地下での接続に関する記述がありますが、本プロポーザル段階においては、どのように考慮すればよいでしょうか。また、その事項がプロポーザルの評価に影響することはありますか。	周辺地下駐車場との地下での接続については、本プロポーザルの範囲外の事項と考えておりますので、評価に影響することはございませんが、本施設へのアクセスは課題の一つであり、より良い提案があれば、それを制限するものではありません。
32	整備基本計画 P36 4 動線計画-(1)-ウ	上記の地下動線を考慮する場合、水戸芸術館など接続が予想される施設の駐車場の平面図、及び断面図等の情報を御提供下さい。	周辺地下駐車場との地下での接続については、本プロポーザルの範囲外の事項と考えておりますので、現時点で、データの公表はいたしません。
33	整備基本計画 P36 4 動線計画-(1)-ウ	敷地に接して南側にある泉町横断地下道出入口 E は地下 1 階レベルにおいて、水戸京成百貨店とつながる連絡通路となっているのですが、これを本プロポーザルにおける計画建物の地下 1 階と連結させる提案をしてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 当該地下道との接続を想定しています。
34	実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(1)	ホールの形式について、【水戸市新たな市民会館整備基本計画】P33 に「大ホールは、多目的ホール・客席 3 層形式とする。」とあるが、この形式以外は失格要件となるか。	実施要領 P15 に記載のとおり、整備基本計画を踏まえつつ、より良い案があればそれを制限するものではありません。
35	実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(1)	プロポーザルにおいて、ホールなどの諸室の形式は『水戸市新たな市民会館整備基本計画』に基づくと考えてよいでしょうか？それとも諸室の形式についても提案を求めているのでしょうか？	実施要領 P15 に記載のとおり、整備基本計画を踏まえつつ、より良い案があればそれを制限するものではありません。

36	実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(1)	「水戸市新たな市民会館整備基本計画」の P. 34 でフライタワーの配置検討がなされていますが、①の整備計画地の中央に配置した場合でも、施設の一体利用に支障を来さない工夫ができれば①の配置を採用しても問題ありませんでしょうか。それとも⑤を絶対要件とした方がよろしいでしょうか。	実施要領 P15 に記載のとおり、整備基本計画を踏まえつつ、より良い案があればそれを制限するものではありません。
37	実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(1)	今回のコンペにおいて、実施要領には”整備基本計画の理解度が高く、適切な評価・分析に基づいた提案設計ができ・・・”と明記してありますが、水戸市新たな市民会館整備基本計画にどれだけ従わなければならないでしょうか？	実施要領 P15 に記載のとおり、整備基本計画を踏まえつつ、より良い案があればそれを制限するものではありません。
38	実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(1)	整備基本計画第 4 章の規定はすべて準拠する必要がありますか？	実施要領 P15 に記載のとおり、整備基本計画を踏まえつつ、より良い案があればそれを制限するものではありません。
39	実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(1)	参考資料「整備基本計画」における ・ P. 33 『大ホールは「多目的ホール・客席 3 層形式」とする』 ・ P. 34 『大ホールのフライタワー及び舞台搬入出口は整備計画東側（市道上市 192 号線側）に配置』 は、本提案にあたって採用しなければならない事項ですか？あるいは参考ですか？	実施要領 P15 に記載のとおり、整備基本計画を踏まえつつ、より良い案があればそれを制限するものではありません。
40	実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(1)	整備基本計画 P34, 第 4 章 3 大ホールのフライタワーは、主・袖舞台の平面すべてをカバーする必要があるか？ (主舞台のみでよいか？)	実施要領 P15 に記載のとおり、整備基本計画を踏まえつつ、より良い案があればそれを制限するものではありません。

41	<p>実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(1) 整備基本計画 P14 3 新市民会館の機能及び規模-(2)</p>	<p>整備基本計画に,” 全国規模のコンベンションを積極的に・・・施設の稼動効率を上げるため、適正規模である 3,000 人程度のコンベンションの開催が可能な機能を備える” ものとする。</p> <p>また, 3,000 人規模のコンベンションの開催が可能となる十分な広さと数を備えた展示室や会議室を確保することとします。</p> <p>ということは, 今の 21,800 平米に及ぶプログラムのほかに, 3,000 人が収容できるような空間若しくは屋外空間が必要ということですか。それとも, 散在する空間が時には一緒に合体して巨大な広さを実現できる空間に変貌することで, 3,000 人の空間を作るということですか？</p>	<p>整備基本計画 P17 中ほどに記載のとおり, 複数の部門を複合的に利用することにより 3,000 人規模のコンベンションに対応することを想定しています。</p> <p>また, 実施要領 P15 に記載のとおり, 整備基本計画を踏まえつつ, より良い案があればそれを制限するものではありません。</p>
42	<p>実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(1)</p>	<p>地下にプログラムを設置してもいいですか。</p>	<p>実施要領 P15 に記載のとおり, 整備基本計画を踏まえつつ, より良い案があればそれを制限するものではありません。</p>
43	<p>実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(2)</p>	<p>技術提案書 (A 1 版横) の提出について, パネル化, 紙面のまま等, ご指定がございましたら, ご指示ください。</p>	<p>紙面のままで提出願います。</p>
44	<p>実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(3)-イ</p>	<p>写真の使用は可とあるが, 自身の実作の事例写真を使用することは可能でしょうか。</p>	<p>自身の実作の事例写真を使用することは, 可能です。</p> <p>ただし, 写真の内容によっては, 実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(3)-オに抵触するおそれがありますのでご注意ください。</p>
45	<p>実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(4)</p>	<p>A 3 サイズの技術提案書について, 文字のポイント数指定がございましたらご教示願います。</p>	<p>A 3 サイズの技術提案書は, A 1 サイズ技術提案書の縮小版です。</p>



46	実施要領 P16 9 技術提案書の補 足資料の提出 -(1)-イ	「技術提案書の補足資料」に記載する整理番号の枠寸法 やフォントは、様式第 2 号と同程度と考えてよいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
47	実施要領 P16 9 技術提案書の補 足資料の提出	市内企業参加者の技術提案書の補足資料について、その 一部を技術提案書 A 1 内に記載しても宜しいでしょ うか。ご教示願います。	実施要領 P16 9 技術提案書の補足資料の提出は必要ですが、 さらに、技術提案書 A 1 内に記載することは妨げません。
48	実施要領 P16 10 関係書類の取扱 い-(3)	受注者となった応募者が提出した技術提案書の著作権は 本市に帰属するものとするがありますが、著作権を帰属 するのではなく、市が自由に公開できるように変更でき ないのでしょうか？	実施要領 P16 10 関係書類の取扱い-(2) 以下を次のように変 更します。 (2) 技術提案書に関する著作権については、応募者 <del>(受 注者となった者を除く。)</del> に帰属するものとする。ただし、 市が必要と認める場合には、無償で使用できることとする。 (3) 市は、技術提案書に関し、ホームページ等での公表、 出版物等への掲載、展示などを予定しており、その際の技術 提案書の使用、掲載等については、応募者の意思を別途確認 するものとする。 ( (3)を削除し、(4)を繰り上げる。)
49	実施要領 P17 2 評価方式	審査項目及び配点の内訳について開示願います。	整備基本計画の理解度が高く、適切な評価・分析に基づいた 提案設計ができる者の選定に向けて、評価委員会議が総合的 に評価します。
50	実施要領 P17 2 評価方式	市民意見の反映は評価項目にふくまれますか。	整備基本計画の理解度が高く、適切な評価・分析に基づいた 提案設計ができる者の選定に向けて、評価委員会議が総合的 に評価します。

51	実施要領 P17 2 評価方式-(1)-イ	競争的対話方式とはなんですか。	今回の提案においては、実施要領 P15 に記載のとおり、整備基本計画を踏まえつつ、より良い案があればそれを制限するものではありません。 代表企業選出者に対して、二次評価実施前に提案内容に対する質問も含めて指摘事項を通知し、当該指摘事項を踏まえて二次評価時に説明いただくものです。
52	実施要領 P17 2 評価方式-(1)-イ	競争的対話方式において、「二次評価用の資料（パワーポイント等）を作成することを妨げない」と記載がありますが、提出した技術提案書の内容以外に、指摘事項に関する追加資料の提示が可能という理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。 既に提出された技術提案書の追加・修正及び再提出は、実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(3)-エにより行いませんが、技術提案書の趣旨に沿う範囲において、説明資料（パワーポイント）に補足することを妨げません。
53	実施要領 P17 2 評価方式-(1)-イ	二次評価のヒアリングでのプレゼンテーションは、技術提案書の内容を変更・修正・追加しないこととし、パワーポイントによる説明との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	実施要領 P17 2 評価方式-(1)-イ	『当該指摘事項をふまえて二次審査評価用の資料を作成することを妨げない』とあるが、技術提案書に記載の資料に追加・修正並びに、新規の資料を追加しても良いとの理解で問題ないでしょうか。	既に提出された技術提案書の追加・修正及び再提出は、実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(3)-エにより行いませんが、技術提案書の趣旨に沿う範囲において、説明資料（パワーポイント）に補足することを妨げません。
55	実施要領 P17 2 評価方式-(1)-イ	競争的対話方式の指摘事項について、選定者に対して個別に通知されるのでしょうか。共通課題等の提示はございますか。	前段、代表企業選出者に対して、個別に指摘事項を通知します。 後段、共通課題の提示の有無については、未定です。

56	実施要領 P17 2 評価方式-(1)-イ	提案書記載内容の補足資料をヒアリング時に追加してもよろしいでしょうか。	代表企業選出者については、既に提出された技術提案書の追加・修正及び再提出は、実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(3)-エにより行いませんが、技術提案書の趣旨に沿う範囲において、説明資料（パワーポイント）に補足することを妨げません。 市内企業選出者については、現時点では、追加資料の作成を要しないものと考えています。
57	実施要領 P17 2 評価方式-(1)-ウ	2 次評価の際、模型の使用は不可とありますが模型の持ち込みは不可という意味でよろしいでしょうか。ppt への模型画像の添付は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
58	実施要領 P17 2 評価方式-(1)-ウ 実施要領 P15 8 技術提案書の提出-(3)-イ	プレゼンテーション・ヒアリングでの模型の使用は不可であることから、技術提案書での模型写真の使用も不可と考えて宜しいですか。	スタディ模型等の写真の使用は可能です。 なお、プレゼンテーションの運営上、模型の使用を不可としています。 また、動画については技術提案にかかるコストを抑制するために制限しています。
59	実施要領 P18 2 評価方式-(2)-イ	市内企業参加者に対する都内（？）で行われる非公開ヒアリングについて、市内企業選出者はどのような形式で行うのかご教示願います。	市内企業選出者の二次評価は、都内で行う予定です。 現時点では、面接形式でヒアリングを行い、追加資料の作成を要しないものと考えています。
60	実施要領 P18 3 費用負担-(2)	費用負担について、代表企業選出者に対して市はそれぞれ 20 万円支払うとありますが、市内企業選出者に対する報酬はあるのでしょうか。ご教示願います。	市内企業選出者に対する支払いはありません。

61	実施要領 P19 1 契約にかかる業務内容-(13)	3D 映像作成はどのようなものを想定しているか？	外観や内部のパースを、視点を変えながら連続表示するようなものを想定しています。 例えばインターネットで「新庁舎 イメージ動画」で検索し、表示されるような動画（3～5分程度）を想定しています。
62	実施要領 P19 1 契約に係る業務内容-(13)	3D 映像作成とありますが、これはどのような映像を作成するという意味でしょうか？	外観や内部のパースを、視点を変えながら連続表示するようなものを想定しています。 例えばインターネットで「新庁舎 イメージ動画」で検索し、表示されるような動画（3～5分程度）を想定しています。
63	実施要領 P19 2 手続き業務に要する業務の内容-(2)	CASBEE のランク目標はあるか？	実施要領 P8 記載のとおり、A ランクを実現することとします。
64	実施要領 P19 2 手続き業務に要する業務の内容-(3)	2 手続き業務に要する業務内容において、手数料等の負担も含むとありますが、免震構造を採用した場合、それに伴う地盤調査等も受注者が負担するという意味でしょうか？	施設建築に際して、一般的に必要な地盤調査は、施行者が別途発注するものとします。
65	実施要領 P21 5 設計条件-(5)	「泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業等の都市計画原案について」の平面図に記載のある広場状空地について、面積や位置等の制約があればご教示ください。	広場状空地は、屋外（ピロティ含む）を想定しています。面積や位置の制約はありません。
66	実施要領 P21 5 設計条件-(5)	「・・・広場状空地を確保すること。」と記載がありますが、広場状空地に関して面積に関する規定、青天井の広場状空地、もしくは庇下のピロティ状の空地など、広場の構造に関する規定があれば御教示下さい。	広場状空地は、屋外（ピロティ含む）を想定しています。面積や位置の制約はありません。

67	実施要領 P21 5 設計条件-(5)	「多目的に活用可能な広場状空地を確保のこと」とあるが、屋上庭園等の上空レベルで確保するような設計案でも条件に適合しますでしょうか。	広場状空地は、屋外（ピロティ含む）を想定しています。面積や位置の制約はありません。
68	実施要領 P21 5 設計条件-(5)	屋外に設ける広場上空地に対して、面積・寸法等の想定・制限などはございますでしょうか。	広場状空地は、屋外（ピロティ含む）を想定しています。面積や位置の制約はありません。
69	実施要領 P21 5 設計条件-(6)	構造計画について、免震や制震に関する考え方がございましたらお教えてください。	現時点において指定はありません。 なお、耐震安全性の確保については、整備基本計画 P26 に記載のとおりです。
70	実施要領 P21 5 設計条件-(6)	構造に規定はありますか。	現時点において指定はありません。 なお、耐震安全性の確保については、整備基本計画 P26 に記載のとおりです。
71	実施要領 P21 5 設計条件-※	「本施設建築物と、整備予定地の南側にある商業施設（水戸京成百貨店）を上空でつなぐ通路整備の可能性があります、基本設計着手までに方針を決定する予定である。」と記載ありますが、今回の提案では考慮しなくても良いものと考えてよろしいでしょうか。	本プロポーザルにおいては、当該通路について考慮する必要はありません。ただし、上空通路整備が決定した際には、対応をお願いすることになります。
72	実施要領 P21 5 設計条件-※	「公募型プロポーザル実施要領 21 ページ 最下段※」において、「・・・商業施設を上空でつなぐ可能性があり、基本設計着手までに方針を決定する予定である。」と記載がありますが、本プロポーザル段階においては、どのように考慮すればよろしいでしょうか。また、その事項がプロポーザルの評価に影響することはありますでしょうか。また、繋ぐことを前提とする場合、想定されるブリッジの位置及び高さを御教示下さい。	本プロポーザルにおいては、当該通路について考慮する必要はありません。ただし、上空通路整備が決定した際には、対応をお願いすることになります。 ブリッジの位置及び高さについては、未定です。

73	<p>実施要領 P23 6 実務の実施-(7)</p>	<p>成果物の取扱いについて「本業務の成果品の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属する。」とありますが、このようなプロポーザルを経て請け負った設計委託では、一般的に著作権は設計者側が持つことが通常だと思いますが、著作権の譲渡について、変更はできないのでしょうか？</p>	<p>実施要領P23 6 実務の実施-(7)を次のように変更します。</p> <p>(7) 成果物に係る著作権等の取扱い</p> <p>本業務の成果物に係る著作権等の取扱いについては、以下による。</p> <p>ア 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）に係る著作権等の著作者の権利は、著作権法の規定により受注者に、又は発注者、本市及び受注者の共有に帰属するものとする。</p> <p>イ 受注者は、発注者及び本市に対し、次に掲げる成果物の利用を許諾するものとする。</p> <p>① 成果物を利用して建築物を1棟完成すること。</p> <p>② ①の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者若しくは本市が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者若しくは本市の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。</p> <p>ウ 受注者は、発注者及び本市に対し、次に掲げる本件建築物の利用を許諾するものとする。</p> <p>① 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。</p> <p>② 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替</p>
----	---------------------------------	---	---

			<p>え等により改変し、又は取り壊すこと。</p> <p>エ イ及びウの場合において、受注者は、著作権法第19条第1項及び第20条の権利を行使しないものとする。</p> <p>オ 受注者は、発注者及び本市に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾するものとする。</p> <p>カ 受注者は、成果物及び本件建築物に係る著作権等の権利を、第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。ただし、事前に発注者及び本市の承諾を得た場合を除く。</p> <p>キ その他成果物に係る著作権等に関する事項は、本契約の締結時までには、発注者、本市及び受注者が協議して決定するものとする。</p>
74	実施要領 P24 様式第1号	参加表明書の商号又は名称並びに代表者は設計企業共同体の場合、その設計企業共同体の代表事務所の名称でよろしいでしょうか。もしくは設計企業共同体名称でしょうか。	<p>設計共同企業体の代表構成員の所在地、称号又は名称、代表者を記入してください。</p> <p>また、参加表明文の「当社は、」の次に「(仮称) ○○・○○設計共同企業体として」の文言を追記してください。</p>
75	実施要領 P24 様式第1号	共同企業体での参加表明書は共同企業体の代表企業名でよろしいですか。	<p>設計共同企業体の代表構成員の所在地、称号又は名称、代表者を記入してください。</p> <p>また、参加表明文の「当社は、」の次に「(仮称) ○○・○○設計共同企業体として」の文言を追記してください。</p>
76	実施要領 P25 様式第2号	設計共同体として提出する際に、会社概要は全ての会社の概要又は代表企業のみでよいか。	<p>設計共同企業体の全ての構成員について提出してください。</p> <p>なお、様式第2-1号(共同企業体構成表)を追加しますので、様式第2号とあわせて提出願います。</p>

77	実施要領 P25 様式第 2 号	建築分野、内訳の中に理事、技師長、主任技師、技師、技術員に分けて人数表記部分がありますが、区分がわかりません。技師長、主任技師、技師、技術員の定義があればご提示ください。	国土交通省「平成 27 年度 設計業務委託等技術者単価について」の設計業務等技術者職種区分定義に準じて記入してください。
78	実施要領 P25 様式第 2 号	会社概要に、従業員数の内訳人数の記載をするにあたり、各項目の該当者は、一級建築士事務所における、其々の役職・及び資格者のいずれにあたりますでしょうか。 － “理事、技師長 “とは、” 法人としての代表者 “あるいは” 管理建築士 “を指すのか － “主任技師” とはいかなる役職者、及び資格者を指すのか － “技師” とは “一級建築士” および “二級建築士” を指すのか － “技術員” とは（資格を持たない）技術系従業員を指すのか	国土交通省「平成 27 年度 設計業務委託等技術者単価について」の設計業務等技術者職種区分定義に準じて記入してください。
79	実施要領 P25 様式第 2 号	会社概要における「業務内容」記載欄について、技術等については、本設計業務に関連する劇場施設等を記載することが良いか、また、業務内容は採点の対象となるのか、ご教示ください。	記載内容については、指定しません。 また、業務内容は、採点の対象としません。
80	実施要領 P26 (要領改正後 P27) 様式第 3 号	配置予定技術者一覧について、記載欄の最上段「～の略歴」欄への記載は何ですか？ 1～4 だけの記載でよいですか？	前段、記載欄の最上段「～の略歴」は、表の名称です。 後段、お見込みのとおりです。
81	実施要領 P26 (要領改正後 P27) 様式第 3 号	配置予定技術者一覧において設計企業共同体の場合はそれぞれの氏名に元の設計事務所名を記載する必要はございますか。	それぞれの氏名の次に ( ) 書きで所属する事務所名を記載してください。



82	整備基本計画 P31	整備基本計画 P31 の図について、計画地東側を通る電波伝搬路中心線(緑線)に対し、50m 幅の伝搬障害防止区域の薄緑色が付いていないのはなぜか？	<p>様々な理由により、電波伝搬路中心線があっても伝搬障害防止区域の指定とならない場合があります。ご質問の計画地東側を通る電波伝搬路中心線については、千波湖南付近から茨城県庁付近までの間の一部について伝搬障害防止区域となっています。</p> <p>なお、図の中の国道 50 号を右下から左上に横切る電波伝送路中心線及び電波伝搬障害防止区域は、整備基本計画策定時には存在していましたが、現在はなくなっています。</p> <p>これらについては、設計時において最新の状況を確認する必要があります。</p>
83	整備基本計画 P31	電波法に基づき建物高さが 31m を超える場合は届け出が必要とあるが、届け出を出す前提で、建物高さが 31m を超える提案をしてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	整備基本計画 P31	電波法に基づき建物高さが 31m を超える場合は届け出が必要とあるが、施工中のクレーンなどが高さ 31m を超えるような設計案を提案してもよろしいでしょうか。また、その場合、届け出は必要になりますでしょうか。	<p>前段、お見込みのとおりです。</p> <p>後段、仮設クレーンは工作物に該当しませんので、届け出の対象とはなりません。ただし、建築物の規模によっては、クレーンの使用期間、設置場所、仕様書等の提出が必要となります。</p>
85	その他	実施要領に、水戸芸術館の隣接地として、高度な芸術文化の推進及び街づくりを目指した理念についてですが、具体的にどのようにコラボレートすれば宜しいのですか？	より良い提案をお願いします。
86	その他	施設の運営方式はどのように考えているか。(外部委託、市直営など)	現時点において、未定です。

87	その他	建物全体の運営はどこが行う予定でしょうか。(水戸市が行うなど)	現時点において、未定です。
88	その他	スタッフ数の想定を教えてください。	現時点において、未定です。
89	その他	敷地内、又はその周辺における地盤調査データ（ボーリングデータなど）があれば頂けますでしょうか。	周辺の水戸芸術館及び泉町1丁目南地区の地盤調査資料について、市ホームページに追加掲載します。
90	その他	計画敷地内のボーリング柱状図はありますか。ありましたら、参考資料としていただければと思います。が可能でしょうか。	周辺の水戸芸術館及び泉町1丁目南地区の地盤調査資料について、市ホームページに追加掲載します。
91	その他	敷地の地盤の状況がわかる資料がございましたら、御提示ください。	周辺の水戸芸術館及び泉町1丁目南地区の地盤調査資料について、市ホームページに追加掲載します。
92	その他	計画地の地盤調査資料がございましたら、ご提示ください。	周辺の水戸芸術館及び泉町1丁目南地区の地盤調査資料について、市ホームページに追加掲載します。
93	その他	地質柱状図若しくは地質、水位が分かる資料がありましたらご提示願います。	周辺の水戸芸術館及び泉町1丁目南地区の地盤調査資料について、市ホームページに追加掲載します。
94	その他	敷地、または敷地周辺のボーリングデータはありますか。ありましたら提供頂く事は可能でしょうか。	周辺の水戸芸術館及び泉町1丁目南地区の地盤調査資料について、市ホームページに追加掲載します。
95	その他	市街地再開発事業における都市計画道路と計画地内の既存建物の解体工事が終了した後に、新市民会館本体の建築工事を行うと考えて宜しいでしょうか？	既存建物解体後、建物本体の地下部等の工事を先行し、都市計画道路の作業ヤードの確保が可能になった時点で並行して施工することで考えています。
96	その他	市街地再開発事業における都市計画道路工事に伴う、計画地周囲のインフラ設備に関する計画がございましたら、ご提示ください。	改築予定の3路線全てで電線地中化を行う予定です。
97	その他	周辺インフラについての資料はありますか。ありましたら提供頂く事は可能でしょうか。	左記資料について、市ホームページに追加掲載します。

98	その他	整備予定地の道路拡幅後のCAD図面等がございましたらご提示下さい。	市ホームページに現況道路レベル図及び敷地図を掲載していますので、ご確認ください。
99	その他	敷地外周と周辺道路の地盤レベルを記した測量図があれば頂けますでしょうか。	市ホームページに現況道路レベル図及び敷地図を掲載していますので、ご確認ください。
100	その他	整備予定地に隣接している泉町駐車場(地下)200 台の平面図、断面図がありましたらご提示下さい。	管理者（国）にお問合せ願います。
101	その他	敷地の断面図のご用意はありますでしょうか？	ありません。
102	その他	本計画地において、地中に埋設されていると予測されるものはありますでしょうか。ある場合はその深さ情報も頂けますでしょうか。	ありません。
103	その他	敷地に接して南側にある泉町横断地下道出入口E（階段・エレベーター共）を撤去する提案をしてもよろしいでしょうか。	他（国）の管理施設のため、提案対象外とします。
104	その他	敷地に接して南側にある泉町横断地下道出入口E（階段・エレベーター共）の外装を変更して提案することはできますでしょうか。	他（国）の管理施設のため、道路法第 24 条の承認工事の範疇で提案は可能です。
105	その他	敷地南側にあるバス停の位置を移動して提案することはできますでしょうか。	可能です。
106	その他	水戸芸術館東側に隣接している部分について、今後水戸芸術館と一体となるような開発を行う予定はあるでしょうか？	現時点において、未定です。 なお、当該地区の一部については、一般来館者向けの駐車場整備を予定しています。

107	その他	計画地の現地調査は自由に行ってもよろしいでしょうか。 また、現地説明会を設ける予定はございますか。	前段、周辺道路から現地を見ることは可能です。 後段、現地説明会の予定はありません。 なお、新市民会館に係るシンポジウム及び公募型プロポーザル実施要領説明会を1月11日に行います。詳細は、市ホームページをご確認ください。
108	その他	旧市民会館の参考図面は頂けますか。 また、旧市民会館の現地見学は可能でしょうか。	前段、建設当時の断面図及び各階平面図を市ホームページに追加掲載します。 後段、旧市民会館は、解体済みです。
109	その他	参考資料について 「(4) 現況道路レベル図(参考) ※平成27年12月3日(木)追加資料」 「(5) 敷地図(参考) ※平成27年12月3日(木)追加資料」 上記をHPより確認させて頂きましたが、(4)と(5)で敷地周囲の道路形状が異なります。(5)のとおり今後道路整備を行う事と判断してよろしいでしょうか。 また、道路の形状(歩道の形状も含む)は今回の提案に関わらず、決定と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 参考資料(5)のとおり道路整備を行う予定です。国道50号及び都市計画道路7・5・9芸術館西通り線については都市計画決定済みであり、都市計画道路7・6・11(仮称)市民会館通り線は、現在、都市計画決定に向けて手続きを進めております。 また、道路境界線の内側については、同時に都市計画決定に向けて手続きを進めている泉町北地区地区計画の壁面の位置の制限を満たす必要があります。
110	その他	道路斜線等の検討に関して、周辺道路は道路整備後の拡幅された道路幅員を前提として計画して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	その他	都市計画原案は配布資料の『(3) 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業に係る都市計画原案』のみの公表と考えて良いでしょうか。その他資料がありましたら頂く事は可能でしょうか。	水戸市都市計画部泉町周辺地区開発事務所において、ご覧いただくことができます。

112	その他	高解像度の周辺写真の提供はありますか。	ありません。
113	その他	水戸芸術館の平面図を CAD ないし PDF での提供はありますか。	左記資料について、市ホームページに追加掲載します。
114	その他	広域の配置図 PDF データなどの提供はありますでしょうか。	ありません。
115	その他	予算の財源は国庫が中心となるのでしょうか。	再開発事業の財源としては、国庫補助を含む水戸市からの補助金、公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を想定しています。 また、本市が保留床を取得する際の財源としては、国庫補助金及び市債を想定しています。
116	その他	学生ワークショップ時の資料は公開されますか。	整備基本計画 P93, 94 をご参照ください。

2 商業施設，駐車場等に関連する事項

番号	質問箇所	質問内容	回 答
117	実施要領 P9 5 施設の基本的な 構成	整備基本計画 P56, 第 6 章 1 (1) 従前権利者 (現在土地にある商業施設) は, すべて本計画に入居する予定か?	現時点において, 未定です。 実施要領 P9 記載のとおり, 商業施設を約 1,000 m <sup>2</sup> と想定しています。
118	実施要領 P9 5 施設の基本的な 構成	商業施設約 1000 m <sup>2</sup> の用途は, 物販店舗と考えて宜しいでしょうか? また商業施設内の区画単位がございましたら, ご提示ください。	現時点において, 未定です。
119	実施要領 P9 5 施設の基本的な 構成	商業施設のテナント数は, 1 か, 多か?	現時点において, 未定です。
120	実施要領 P9 5 施設の基本的な 構成	商業施設の概要 (必要テナント数, 飲食店舗, 物販店舗の有無) を提示いただきたい。	現時点において, 未定です。
121	実施要領 P9 5 施設の基本的な 構成	商業施設の約 1,000 m <sup>2</sup> 分は, 従前権利者用のスペースとして考えてよろしいでしょうか。また, 店舗数・各店舗面積等, どの様な店舗か分かる資料を頂くことは可能でしょうか。	前段, お見込みのとおりです。 後段, 現時点において, 未定です。
122	実施要領 P9 5 施設の基本的な 構成	表に商業施設は従前権利者のものと記載がありますが, 店舗の種類, 店舗数など具体的な数字は決定しておりますでしょうか。	現時点において, 未定です。

123	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成	商業施設：約 1000 m <sup>2</sup> に關しまして、まとまって 1000 m <sup>2</sup> を確保する必要があるのでしょうか。仮に分散して配置した場合、合計して 1000 m <sup>2</sup> 程度を確保していれば良いと考えてよろしいでしょうか。御教示下さい。	現時点において、未定です。
124	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 整備基本計画 P46 (5) 駐車場整備計画	「整備基本計画 第 4 章 5 駐車場整備計画」において、車いす使用者等のための駐車場を整備計画地内に確保するとあり、「プロポーザル実施要領 II-5 施設の基本的な構成」においては 26 台程度の駐車場が記載されていますが、この台数は職員用と車いす使用者等用を合わせた台数と理解して宜しいでしょうか。	整備計画地内に設ける駐車場は、車いす使用者、主催者等の利用を考えています。 なお、より良い提案があれば、それを制限するものではありません。 これとは別に、近隣 2 か所で、300 台以上の駐車場の整備を目指しています。位置図について、市ホームページに追加掲載します。
125	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 整備基本計画 P46 (5) 駐車場整備計画	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成に駐車場約 1,350 m <sup>2</sup> (26 台程度・・・と記載がありますが、水戸市新たな市民会館整備基本計画 P43 にある駐車目標台数の 296 台程度と符合しません。駐車場の台数はどのように想定すればよろしいでしょうか。基本計画の 296 台とした場合は、1,350 m <sup>2</sup> では面積が不足すると思われます。駐車場面積はどのように考えればよろしいでしょうか。	整備計画地内に設ける駐車場は、車いす使用者、主催者等の利用を考えています。 なお、より良い提案があれば、それを制限するものではありません。 これとは別に、近隣 2 か所で、300 台以上の駐車場の整備を目指しています。位置図について、市ホームページに追加掲載します。
126	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 整備基本計画 P46 (5) 駐車場整備計画	駐車場は車いす用と従業員用、開催者用とし、来館者用は車いす以外全く設けない考えで良いでしょうか？	整備計画地内に設ける駐車場は、車いす使用者、主催者等の利用を考えています。 なお、より良い提案があれば、それを制限するものではありません。 これとは別に、近隣 2 か所で、300 台以上の駐車場の整備を目指しています。位置図について、市ホームページに追加掲載します。

127	<p>実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 整備基本計画 P46 (5) 駐車場整備計画</p>	<p>整備計画地内に計画する必要駐車台数は 26 台程度（車いす利用者用駐車場含む）と考えてよろしいでしょうか。 その場合、附置義務台数の概ね 134 台（「水戸市新たな市民会館整備基本計画」の 43 ページ記載）は周辺の敷地での確保をしていくと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>整備計画地内に設ける駐車場は、車いす利用者、主催者等の利用を考えています。 なお、より良い提案があれば、それを制限するものではありません。 これとは別に、近隣 2 か所で、附置義務不足分を含む 300 台以上の駐車場の整備を目指しています。位置図について、市ホームページに追加掲載します。</p>
128	<p>実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 整備基本計画 P46 (5) 駐車場整備計画</p>	<p>実施要領 P9, 5 施設の基本的な構成に記載されている、駐車場 1,600 m<sup>2</sup>は客用ではなく、スタッフや事務員用の駐車場として敷地内に整備すると考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>整備計画地内に設ける駐車場は、車いす利用者、主催者等の利用を考えています。 なお、より良い提案があれば、それを制限するものではありません。 これとは別に、近隣 2 か所で、300 台以上の駐車場の整備を目指しています。位置図について、市ホームページに追加掲載します。</p>
129	<p>実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 整備基本計画 P46 (5) 駐車場整備計画</p>	<p>敷地内に整備する、車いす利用者用駐車場は何台分整備すれば良いかご教授ください。</p>	<p>実施要領 9 ページ 5 施設の基本的な構成において、駐車場は敷地内に 1,350 m<sup>2</sup>（26 台程度、うち障害者用を含む。）としています。 なお、より良い提案があれば、それを制限するものではありません。</p>



130	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 整備基本計画 P46 (5) 駐車場整備計画	整備基本計画 P46, 第 4 章 5 (5) 車椅子利用のための 駐車場は, 敷地内に 300 台のうち何台必要か?	実施要領 9 ページ 5 施設の基本的な構成において, 駐車場は敷地内に 1,350 m <sup>2</sup> (26 台程度, うち障害者用を含む。) としています。 なお, より良い提案があれば, それを制限するものではありません。 これとは別に, 近隣 2 か所で, 300 台以上の駐車場の整備を目指しています。位置図について, 市ホームページに追加掲載します。
131	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 整備基本計画 P46 (5) 駐車場整備計画	今後, 敷地周辺に市民会館利用者用の駐車施設を設ける予定があれば, ご教示ください。	近隣 2 か所で, 300 台以上の駐車場の整備を目指しています。位置図について, 市ホームページに追加掲載します。
132	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成 整備基本計画 P46 (5) 駐車場整備計画	駐車台数の指定, 駐車方式 (平置, 立体, 地下等) の可否などはあるか。	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成において, 駐車場は敷地内に 1,350 m <sup>2</sup> (26 台程度, うち障害者用を含む。) としています。 駐車方式の指定は, ありません。 なお, より良い提案があれば, それを制限するものではありません。
133	実施要領 P9 5 施設の基本的な構成	駐輪場に関して, 面積以外の条件として, 必要駐輪台数等がございましたら, 御教示下さい。	2 段ラックの 150 台収容可能なスペースとして約 250 m <sup>2</sup> を想定しております。 なお, より良い提案があれば, それを制限するものではありません。

134	実施要領 P9 5 施設の基本的な 構成	駐輪場について，駐輪台数の目安がありましたらご教示 下さい。	2 段ラックの 150 台収容可能なスペースとして約 250 m <sup>2</sup> を想 定しております。 なお，より良い提案があれば，それを制限するものではありません。
-----	----------------------------	-----------------------------------	---